

勢家地区外亜鉛メッキ鋼管(GP)解消業務委託仕様書

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）および受託者（以下「乙」という。）は、この仕様書に基づき、業務を履行しなければならない。

(目的)

第2条 本仕様書は、勢家地区外亜鉛メッキ鋼管（GP）解消業務委託に適用するものであり、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行を図るために定めるものである。

(業務の内容)

第3条 本業務は、別紙位置図に示す対象となる亜鉛メッキ鋼管（GP）等の解消を目的とし、それに係る事前調査、地元や地権者との協議・調整、概略設計図の作成、道路許可関係申請書等の作成、施工、施工監理、数量計算書の作成及びそれに附随する業務である。
なお、業務の詳細な内容は以下のとおりとする。

(1) 事前調査

既設の水道管に関する資料（竣工図や給水台帳）を収集したのち、解消対象の配水管、給水管及びメーターの現地調査を行い、既設管の現地マーキングを行うものとする。
また、関連する他の地下埋設物の調査を行うこと。

(2) 地元や地権者との協議

事前調査前及び施工着手前に自治委員及び関係住民へ説明を行い、周知を図ること。

(3) 概略設計図の作成

事前調査後、路線ごとに概略設計図を次のように作成すること。

- ・概略平面図、標準断面図、舗装復旧図等を作成すること。
- ・地形図は道路台帳（1/1000）または都市計画図(1/2500)のデータを甲から譲与し使用すること。
- ・平面図は、縮尺を 1/250 または 1/500 とし、新設配水管の管延長、バルブの位置、土被り等を記載すること。
- ・新設配水管の最低口径は 50 mm とし、50 mm 以上の場合は原則、既設管と同口径とする。また、管種は原則、配水用ポリエチレン管(EFPE)とする。
- ・概略設計図作成後、甲へ概略設計図承認願いを提出し、承認を得ること。

(4) 用地関係

当該道路が里道等で、境界確認が必要な場合は、甲が行うものとする。

(5) 占用申請

- ・市道又は里道等に布設する場合は、道路占用許可申請書を作成し道路管理者から許可を得ること。

- ・河川区域内に布設する場合は、河川占用許可申請書を作成し甲へ提出すること。河川管理者への河川占用許可申請の対応は、甲が行うものとする。
- ・国道、県道内に布設する場合、道路占用許可申請書を作成し甲へ提出すること。道路管理者への道路占用許可申請の対応は、甲が行うものとする。

(6) 通行禁止（制限）申請書

- ・市道又は里道等に布設する場合は、通行禁止（制限）申請書を作成し道路管理者から許可を得ること。また、関係各位へ通行禁止（制限）を通知すること。
- ・国道、県道内に布設する場合、通行禁止（制限）申請書を作成し甲へ提出すること。道路管理者への通行禁止（制限）申請の対応は、甲が行うものとする。

(7) 土地改良区等へ関係図書の提出

配水管を布設する箇所に土地改良区等が管理する水路等がある場合は、必要に応じ、関係図書を作成し甲へ提出すること。水路等管理者の協議は甲が行うものとする。

(8) 施工

施工に当たっては、この仕様書によるほか、以下の仕様書及び管理基準・規格値等に基づき実施しなければならない。

- ・水道工事標準仕様書【土木工事編】(2010) 日本水道協会
- ・水道工事の施工管理基準及び規格値（令和 3 年 1 月）、大分市上下水道局工事完成図書作成要領（令和 4 年 4 月 1 日改訂）
- ・水道施設設計指針（2024）日本水道協会
- ・大分市土木工事共通仕様書（第 1 編共通編総則）【令和 6 年 12 月 大分市契約監理課工事検査室】
- ・区画線設置工事共通仕様書【令和 2 年 10 月※平成 23 年 10 月改訂版 大分県土木建築部】

(9) 施工監理

- ・段階確認（材料検収、水圧試験、水質試験、融着確認、現場密度試験、路盤検査等）
- ・バルブ操作（通水、洗管）
- ・断水の周知
- ・無収水量の測定、とりまとめ

(10) 数量計算書の作成

路線ごとに、材料、布設工、土工、舗装工の数量計算書を作成すること。

（指示・承諾・協議等）

第 4 条 本業務で作成する関係書類は、大分県が定める様式を使用することができる。ただし、乙において、様式の内容に類似する様式を既に使用している場合はこの限りでない。

（再生資源の利用）

第 5 条 本業務において、原則として再生資材等を利用すること。

（材料及び製品の使用承諾）

第 6 条 本業務で使用する材料については、監督員の承諾を得ること。（水道資機材承認品

は除く。) なお、生コンクリート、コンクリート二次製品、鋼材等及び下水道資機材の使用承諾については、別紙「工事に使用する材料及び製品の使用承諾」について参照すること。平成 15 年 4 月 1 日施行の「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 138 号）」の対応に伴い、この基準に適合する「鉛レス製品」を使用すること。ただし、表面処理による鉛除去方式（N P b 処理）で対応した製品も含む。

（法令等の遵守）

第 7 条 乙は、業務の履行に当たり、水道法その他、労働関連法令、その他関係法令および条例等を遵守しなければならない。

（下請負人等の選定）

第 8 条 乙は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を大分市内に本店を有する者のうちから選定するよう努めなければならない。なお、やむを得ず大分市外の業者を選定する場合は、理由書を提出すること。

2 乙は、下請契約をする場合は、必ず下請工事着手前に下請契約を締結しなければならない。

3 乙は、下請負人との契約にあたり下請負人（再下請負人を含む）の保険加入状況を把握し、未加入企業に対し保険の加入指導を行うこと。

4 乙は、指名停止期間中の者を下請負人とすることはできない。

（工事カルテの作成、登録）

第 9 条 乙は、受注時または変更時において請負代金額が 500 万円以上の業務について、実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に実績情報として「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない。（提出書類等）

2 変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信されるため別途の提出は必要としない。

なお、変更時と竣工時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

（施工体系図及び施工体制台帳）

第 10 条 乙は、請負代金額に関わらず、下請・再下請を記載した「施工体系図：別途添付資料参照」を提出しなければならない。また、施工するために下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、建設業法施行規則第 14 条の 2 に従って記載した「施工体制台帳」を作成し、工事現場に 備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、全ての工事において建設業許可を示す標識、及び各下請負者の施工の分担関係を表

示した施工体系図を工事関係者や公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(業務履行報告)

第 11 条 乙は、「水道工事の施工管理基準及び規格値」に定める「工事月報及び工事履行報告書作成要領」に基づき、業務履行報告書を監督員に提出しなければならない。

なお、工程表の予定に対して実施に遅れが生じた場合又は遅れが予想される場合（概ね 10 %）、工法の変更等により工期末に影響が生じる場合等においては、翌月以降の計画（フォローアップ、計画予定工事等）を記載すること。

(建設工事に関する保険等)

第 12 条 (1) 乙は、着手前に、施工に伴い第三者に与えた損害を填補する保険（請負業者賠償責任保険等）に必ず加入しなければならない。なお、第三者への保険については、対人賠償はひとりにつき 1 億円以上、一事故については 2 億円以上、対物賠償は一事故につき 3 千万円以上、免責金額は 10 万円以内、さらに被保険者名を受注者・全下請人とすること。また、建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結時、甲に提出しなければならない。さらに労災保険関係の項目及び建設業退職金共済制度に関する標識を、現場関係者や公衆の見やすい場所に掲げるものとする。

(2) 建設機械器具に生じる損害を填補する保険、運送中の工事材料や建設機械器具等に生じる損害を填補する保険、工事作業員の身体障害を填補する保険、工事目的物や、工事材料及び仮設物等に生じる損害を填補する保険（建設工事保険・土木工事保険・組立保険・火災保険等）、等には、必要に応じ加入しその旨を通知すること。

(現場代理人)

第 13 条 乙は、現場の円滑な進行を確保するため現場代理人を選任するものとする。現場代理人は原則、現場の常駐とするが、作業が行われていない期間はその限りでない。

また、本業務は、建設工事請負契約第 10 条に規定する現場代理人の工事現場への常駐義務につき、特に甲が認めた（他の工事等と兼任できる）場合に該当しない。

(主任（監理）技術者)

第 14 条 乙は、建設業法 26 条に定める主任（監理）技術者として、直接的な雇用関係を有するものを配置しなければならない。なお、配置期間は履行期間の始期日から業務目的物の引渡しの日までとする。

また、請負金額（税込）が 4,000 万円以上の場合は、本工事に専任で配置しなければならない。なお、本技術者は現場代理人と兼任できるものとする。

(施工監理技術者)

第 15 条 乙は、施工監理業務を行う責任者として以下の資格又は経験を有する施工監理技術者を配置しなければならない。

- (1)建設業法第 26 条に規定される水道施設工事における技術者に必要な資格
- (2)水道施工監理に 10 年以上の経験を有する者

また、第3条第9号施工監理 に該当する項目を実施する場合は、施工監理技術者を配置しなければならない。

なお、施工監理技術者は、現場代理人及び主任（監理）技術者と兼ねることはできない。

（配置技術者の情報公開）

第16条 本業務における配置技術者氏名に係る情報公開請求がなされた場合は、元請負人又は下請負人を問わず、情報公開の対象とする。

（バルブ操作）

第17条 施工監理業務のうち、通水や洗管などのバルブ操作は、原則、甲が発注した他の業務でバルブ操作の経験のある者が行うこと。ただし、経験のある者が不在の場合は、甲が主催するバルブ操作講習を半日以上受講したうえで、最初のバルブ操作時には職員立会いの下、操作を行うものとする。

（施工箇所制限）

第18条 1日に同時に施工できる箇所は、3箇所以内とする。

（現道工事現場等の交通誘導警備員）

第19条 本業務で配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員または、交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等を配置すること。但し、大分県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務として定めた路線区間において、交通誘導警備業務に従事する場合の交通誘導警備員は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに1名以上は一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を配置すること。また、乙は、上記のことを示す資料を監督員に現地着手前に提出すること。

（工事の表示）

第20条 乙は、工事に関する工事情報をわかりやすく提供するとともに、工事現場における安全かつ円滑な運行を確保するため、標示施設、防護施設の設置及び管理を行わなければならない。

工事の標示にあたっては、原則として、次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点等に設置するものとする。

（1）工事内容及び工事場所名

工事の内容、目的及び工事を実施する場所等を標示する。

（2）工事期間

契約上の工期にとらわれることなく、実際の工事が終了する予定日（工期内）、工事時間帯を標示する

（3）工事種別

工事種別を標示する。

（4）施工主体

施工主体及びその連絡先を標示する。

(5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示する。

(6) その他

- ・工事の標示方法に関する詳細事項については、別途、監督員の指示によるものとする。
- ・工事を実施するにあたり、防護施設の設置、迂回路の標示等が必要な場合は、監督員と協議し、必要な措置を講じるものとし、これら施設を良好に管理すること。
- ・工事標示板等に使用する材料は、高輝度反射式又は同等以上のものを使用すること。

(舗装の切断作業時に発生する排水処理)

第 21 条 本業務においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づき、舗装の切断作業時に発生する排水の適正な処理を行うものとする。

(工事写真の小黑板情報電子化について)

第 22 条

- (1) 本業務で工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、監督員の承諾を得ること。
- (2) 乙は、小黑板に必要な項目の電子的記入ができ、信憑性確認（改ざん検知機能）を有する機器・ソフトウェア等を使用すること。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用していること。
- (3) 高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、別途監督員と協議すること。
- (4) 乙は監督員が求めた場合には、URL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又は、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した工事写真ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて信憑性確認を行い、その結果を完成時に監督員に提出すること。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

(提出書類等)

第 23 条 乙は、契約関係書類のほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 契約締結後、業務開始前までに速やかに提出する書類

- ・現場代理人等通知書
- ・施工監理技術者選任届
- ・業務計画書

(2) 定期報告書類

- ・業務報告書（概略設計図承認願、履行報告書、打合せ簿）
- ・路線毎完了報告書（写真、竣工図、数量計算書）

※必要に応じ出来形管理図書、品質管理図書、給水装置変更図

(3) 業務完了後速やかに提出する書類

- ・成果物引渡書

- ・業務完了報告書
- ・その他監督員の指示する書類

(業務計画書)

第24条 乙は、業務計画を策定し提出すること。なお、業務計画書には、次の事項について記載しなければならない。

- (1) 業務方針並びに業務の概要
- (2) 現場組織表、緊急時の体制及び連絡体制、業務従事者一覧表
- (3) 業務工程表
- (4) 業務実施方法並びに作業手順
- (5) 安全対策、異常気象時の防災対策、資格を必要とする作業に係る有資格者
- (6) 交通管理、交通処理、交通誘導員の配置計画、過積載防止
- (7) 大気汚染・水質汚濁・振動・騒音・ごみ・ほこり等環境対策
- (8) その他必要事項

(配管技能者の配置について)

第25条 配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催の水道配水用ポリエチレン配管施工講習の受講証の交付を受けている配管技能者、又は、旧団体名称「水道ポリエチレンパイプシステム研究会」、「配水用ポリエチレン管協会」の両団体協賛で開催された技能講習会の受講修了者である配管技能者を1名以上配置すること。

(給水切替工事について)

第26条

1. 乙は、給水管の切替工事の着手に先立ち、宅地にある止水栓ボックスまたは量水器ボックス等の設置位置、復旧方法等について、各戸毎に了解を得て施工すること。
2. 給水管切替工事において宅地内に埋設されている鉛管はすべて撤去し、「鉛管廃止調書」にて監督員に報告すること。なお、撤去し難い場合には、監督員の指示を受けて処理を行うこと。

(バルブの開閉方向)

第27条

- ・仕切弁⇒右開き、・簡易不断水弁⇒右開き、・耐震形不断水割丁字管の副弁⇒右開き
- ・止水弁⇒左開き、消火栓⇒左開き、非耐震形不断水割丁字管の副弁⇒左開き

(調査員証の交付、返納)

第28条 現地調査を行うにあたり、甲は乙の現地調査員（以下「調査員」という。）に調査員証を交付するものとする。調査員は、本作業中は調査員証・腕章を常時携帯していなければならない。

乙は、業務が完了したときは、遅滞なく調査員証を甲に返納しなければならない。

(土地の立ち入り等)

第 29 条 乙は、現場調査作業のため、宅地内（公有又は私有の土地）に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ所有者の了解を得なければならない。調査員は、大分市上下水道局発行の調査員証と腕章を常時携帯し、常に分かるように表示しておくこと。また、調査員証の提示を求められた場合はこれを提示しなければならない。

(官公庁への諸手続)

第 30 条 乙は、業務の履行に係る官公庁への手続について、書類の作成、提出その他必要な手続を行うものとする。

(施工上の諸注意事項)

第 31 条 乙は業務にあたり、次の事項を踏まえ実施しなければならない。

- (1) 交通誘導警備員については、施工時原則 2 名を配置すること。なお、現場条件により配置人数の増減が必要な場合は、監督員と協議すること。
- (2) 事前に管路調査等を行い、宅内掘削等の工事内容を土地所有者等に説明し、承諾を得ること。
- (3) 施工の 1 週間前までには施工予定箇所の土地所有者等及び付近住民に対し騒音や断水等について周知すること。
- (4) 当日の施工箇所については、前日（前日が休日の場合は、その前の開庁日）までに甲へ報告すること。
- (5) 掘削を行う場合は、土砂および地山の崩壊防止を徹底し、必要に応じて土留工を施す等事故のないように十分注意すること。
- (6) 掘削に当たり、水道施設や他の占用物件には十分に注意し、万が一占用物件に損害を与えたときは、全て乙の責任とする。
- (7) 道路その他の工作物を汚損させないこと。汚損させた場合は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (8) 騒音規制法、振動規制法及び公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために、必要な措置を講じること。
- (9) 作業時間は、甲の執務時間内に行うことを原則とする。また、関係機関等から作業期間や時間帯について条件が付された場合には、当該条件を厳守すること。
- (10) 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し作業場所の清掃に努めること。

(提供資料の取扱い)

第 32 条 乙は、業務の履行に当たり、上下水道局職員立ち会いの下、各システムから出力した配水管図、竣工図、給水装置図等の資料は、使用後速やかに返却しなければならない。また、給水装置図等は、複写を禁止する。

(守秘義務)

第 33 条 当該業務に関して業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び契約の終了後においても同様とする。

(個人情報保護)

第 34 条 乙は、この契約による業務を履行するに当たり、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守しなければならない。

(品質管理等)

第 35 条 乙は、業務の履行に当たり品質確保の管理方法を明確にし、水道工事施工管理基準、土木工事施工管理基準を遵守すること。

(安全の確保)

第 36 条 乙は、業務の履行に当たり、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

2 乙は、業務の履行場所およびその付近で行われる道路管理者等の工事がある場合は、常に協力して安全の確保のための措置を講じなければならない。

3 乙は、安全上の障害が生じた場合は、直ちに必要な措置を行うとともに、監督員に報告し追加措置等について協議を行わなければならない。

(事故の報告)

第 37 条 乙は、建設工事等の施工中に労災事故等が発生した場合は、負傷者の救護措置（救急車の手配を含む。）及び二次災害の応急防止措置をとったうえ、直ちに監督員に通報するとともに、所轄の警察署、労働基準監督署、消防署その他の関係機関等に通報した後、原則として事故発生の翌日までに事故報告書（様式 1）を、事故発生日から起算して 7 日以内に事故報告書（様式 2）を発注課に提出しなければならない。

(検査)

第 38 条 乙は、業務完了後、完了検査を受けなければならない。ただし、完成した路線毎、月ごとに、路線毎完了報告書を甲に提出すれば、出来高検査を受けることができる。

2 甲は、大分市上下水道局建設工事検査要綱に準じて検査するものとする。

(その他)

第 39 条 この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(建設リサイクル法の適用)

第 40 条

1. 建設リサイクル法に基づく各種様式の提出が必要な工事に該当する。

2. 本業務は建設リサイクル法に基づき、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）にかかる分別解体・再資源化等を遵守するとともに、工事着手にあたってはあらかじめ説明書及び分別解体等の計画書面を作成し、監督員への説明及び確認を受けて提出すること。また、特定建設資

材の廃棄物の再資源化が完了したときは、甲に書面等で報告すること。

3. 乙は、当該工事の全部又は一部を他の建設業者に請け負わせようとするときは、他の建設業者に説明書及び分別解体等の計画書面に記載した事項を告げなければならない。

(建設副産物の処理等)

第 41 条

1. 乙は、土砂、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を国土交通省公開の「様式エクセルファイル」又は「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）（登録費は自己負担とする）」で作成し、業務計画書等を含め監督職員に写しを提出し、その内容を説明しなければならない。
2. 乙は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を国土交通省公開の「様式エクセルファイル」又は「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）（登録費は自己負担とする）」で作成し、施工計画書等を含め監督職員に写しを提出し、その内容を説明しなければならない。
3. 乙は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成する際には、「建設副産物適正処理推進要綱の改正について（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）」、「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について（令和 3 年 5 月 24 日）」を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図るものとする。なお、収集、運搬、処分のいずれか又は全部を他に委託する場合は、知事もしくは大分市長の許可を受けた処理業者に限るものとする。ただし、業務が大分市外におよぶ場合は知事の許可をうけた処理業者に限るものとする。
4. 乙は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」第 10 条に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（以下、「判断基準省令」という。）で定める責任者を工事現場に置くものとする。
5. 乙は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
6. 乙は、作成した「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の内容に変更が生じた場合は判断基準省令等に基づき、これらの変更内容を国土交通省公開の「様式エクセルファイル」又は「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）（登録費は自己負担とする）」で作成し、指示・承諾・協議書や変更施工計画書に添付する等、監督員に提出することにより、その変更内容を報告すること。
7. 乙は、工事施工中に「再生資源利用計画書（様式 1・イ）」及び「再生資源利用促進計画書（様式 2・ロ）」に記載されている、再生特定建設資材及び再資源化予定の建設副産物を再生利用ができなくなる場合は、「理由書」を作成し監督員に協議しなければならない。
8. 乙は、工事完了後には速やかにデータの入力を行い、「再生資源利用実施書（様式 1）」

及び「再生資源利用促進実施書（様式2）」を作成し、監督員に提出（国土交通省公開の「様式エクセルファイル」を使用した場合は、併せてデータを監督員に提出すること。）することにより、その実施状況を報告すること。なお、受注者は「再生資源利用実施書（様式1）」及び「再生資源利用促進実施書（様式2）」を、工事完了後5年間保存するものとする。

（建設発生土の処理）

第42条 建設発生土の処理は前条（建設副産物の処理）によるほか、下記のとおりとする。

1. 乙は、「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例（令和7年5月1日施行。以下「土砂条例」という）」の主旨を尊重し、公共工事において発生する建設発生土の適切な処理を行うことにより、生活環境の保全に努めるものとする。

なお、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画（国土交通省平成15年10月）」に沿って、建設発生土の工事間利用を促進することを原則とする。

2. 土砂条例における「特定事業」とは土砂等の堆積行為に供する区域以外の場所から採取された土砂等を使用し、堆積行為を行う事業であって、土砂等の堆積行為に供する区域の面積が3,000㎡以上であるものをいう。

3. 乙は、建設発生土の搬出を伴う工事の施工に際しては、前条（建設副産物の処理）により、搬出先について密に発注者と協議を行うものとする。

4. 乙は、土砂条例における特定事業場へ土砂等を搬出する場合、搬出に先立って、土砂条例第14条の規定による同条例規則第7号様式「採取元証明書」を作成し特定事業の事業者提出するものとする。

なお、監督員の指示により土壌調査を行った場合、もしくは5,000m³以上の建設発生土を搬入する場合は、土砂条例第14条の規定による「土砂基準適合証明書」（同条例規則第2号様式「検査試料採取調書」及び当該検査に係る計量証明書（計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が交付したものに限る））を添付するものとする。

5. 乙は、特定事業の事業者提出した上記4）の書類の写しを、監督員に提出するものとする。

6. 乙は、再生資源利用促進計画を作成する際に、あらかじめ「再生資源利用促進計画の作成に関する確認結果票（以下、「確認結果票」という。）」を作成し、再生資源利用促進計画の一部として、甲へ提出するとともにその内容を説明し、内容変更時には報告するものとし、現場掲示により公衆の閲覧に供するほか、本工事の完成から5年を経過する日まで保存するものとする。

また、土砂を運搬する者に対し、確認結果票の内容のほか、搬出先の名称・所在地及び搬出量を通知するものとし、その写しを適時監督員に提示することで、その実施状況を確認するものとする。これらの内容に変更があった場合も同様とする。

7. 乙は、工事中に建設発生土を「再生資源利用促進計画書」に記載した搬出先以外の場所に搬出する必要がある場合、速やかに「理由書」を作成し発注者に協議を行うとともに、上記3）～6）を行うものとする。

8. 乙は、土砂の搬出完了後、当該搬出先の管理者（当該搬出先が工事現場の場合は、当該工事の元請業者等）に、「土砂受領書（以下、「受領書」という。）」の交付を求めること。

受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載された内容と一致することを確認し、その受領書または写しを工事書類として甲に提示することで、その実施状況を確認するものとする。搬出先より受領書の交付が得られない場合は、搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録し、運搬車両の運行記録など搬出を証する書類を整理し保存するものとする。また、当該受領書又はその写しを、本工事の完成から5年を経過する日まで保存するものとする。

なお、搬出先と搬出元が同一の乙である場合は、別紙の「土砂搬出及び受領証明書」を作成し受領書と見なすものとする。

9. 乙は、下記のいずれかに該当する場合は、建設発生土の搬入完了後、当該搬出元の管理者（当該搬出元が工事現場の場合は、当該工事の元請業者等）に対し、「土砂受領書（以下、「受領書」という。）」を交付するものとする。

また、交付した受領書の写しを完成検査の際等に監督員及び検査員へ提示するものとする。なお、搬出先と搬出元が同一である場合は、別紙の「土砂搬出及び受領証明書」を作成し受領書と見なすものとする。

- ・ 500m³ 以上の建設発生土を搬入した場合。
- ・ 500 t 以上の碎石を搬入する工事で、土砂を搬入した場合。
- ・ 200 t 以上の加熱アスファルトを搬入する工事で、土砂を搬入した場合
- ・ その他、土砂の搬入元の管理者（搬入元が工事現場の場合は、当該工事の元請業者等）から受領書の交付を求められた場合

10. 乙は、本業務で搬出した土砂が、「再生資源利用促進計画」に記載した搬出先から他の箇所に搬出された場合は、「一時堆積土等搬出先管理票」を作成し、本業務の完成から5年を経過する日まで保存するものとする。なお、当該他の搬出先が交付する受領書の写しを保存することで、「一時堆積土搬出情報記録票」の作成に代えることができるものとする。また、この土砂が更に他の搬出先へ搬出された場合も同様とし、最終的な受入地へ搬出されるまで同様の確認を行うものとする。

ただし、受領書において利用種別が「盛土利用等」である土砂及び、下記 a～c に該当する搬出先から他の箇所に搬出される場合は除くものとする。

- a. 国又は地方公共団体が管理する場所その他の公共性のある場所であって国土交通大臣が定めるもの。
- b. 土砂を利用しようとする他の工事現場及び、その工事現場で利用するために一時的に堆積する、その工事現場に近接した場所。
- c. 国土交通大臣が定める土砂の一時置場。

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受託者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第3 目的外利用及び提供の禁止

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

第4 再委託（下請け）

受託者は、委託者の承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については自ら行うものとし、再委託（再委託先が受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。

なお、委託者の承諾を得て受託者が再委託する場合において、受託者は、適正な個人情報の取扱いのため、再委託先に対しこの特記事項を遵守させなければならない。委託者の承諾を得て再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

第5 複写又は複製の禁止

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第6 収集の制限

受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な方法により行わなければならない。

また、情報システム等を使用し個人情報を収集するときは、当該情報システム等にアクセスする権限を有する従事者の範囲と権限の内容を必要最小限にするとともに、当該個人情報の秘匿性等その内容に応じて認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

第7 適正管理

受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、

改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第8 持ち出しの禁止

受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、受託者がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事務所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

第9 従事者の明確化

受託者は、この契約による業務に従事する者を明確にし、個人情報を取り扱う責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制について記載した書類を提出しなければならない。

第10 従事者への監督及び教育

受託者は、この契約による業務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

第11 従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

第12 事故報告

受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

第13 資料等の返還及び消去

受託者は、この契約による業務を行うため委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去するものとする。ただし、委託者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

第14 契約の解除及び損害賠償

委託者は、受託者が法令に違反していると認められるとき、又はこの特記事項に違反していると認められるときは契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

第15 報告義務

受託者は、この特記事項の遵守状況及び委託業務の履行状況について委託者に対して定期的に報告しなければならない。

第16 検査

委託者は、受託者がこの契約による業務を行うに当たり、受託者及び再委託先等関係者に対し、取り扱っている個人情報の状況について随時検査することができる。